

第6 最低生活費の認定

1 基準生活費等

第6章 最低生活費の認定

この章で扱う事項

- 1 基準生活費等・・・問6-1~15
(日割計算、施設入所の基準、入院入所者の外泊費用ほか)
- 2 加算・・・問6-16~33
(各種加算の計上時期、認定及び計上方法、介護保険料加算と代理納付など)
- 3 臨時的一般生活費・・・問6-34~41
(おむつ代、家具什器費、移送費、家財保管料、家財処分料など)
- 4 教育費・・・問6-42~48
(教育扶助の対象及び支給方法、私立小・中学校での就学、就学年齢など)
- 5 住宅費・・・問6-49~64
(公営住宅入居世帯の住宅扶助、住宅扶助基準、宿泊所等の取扱い、転居指導と転居費用、敷金等の額及び契約更新料の取扱い、住宅維持費の認定方法、家屋補修と家主の修繕義務など)
- 6 出産費・・・問6-65~67
(出産扶助における入院費用の額、入院助産と出産扶助)
- 7 生業費、技能修得費(高等学校等就学費を除く)及び就職支度費・・・問6-68~73
(技能修得費の特別基準、雇用対策法による訓練手当の取扱いなど)
- 7-2 技能修得費(高等学校等就学費)・・・問6-74~82
(給付対象の範囲、就学資金貸付・就学費用控除・学資保険との関係など)
- 8 葬祭費・・・問6-83~92
(墓地埋葬法・行旅病人及び行旅死亡人取扱法との関係、葬祭扶助の実施責任、遺留金品の取扱いなど)

キーワード

【保護の種類・範囲・方法】

生活保護制度における最低生活費は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助について、その算定方法が保護の基準で定められている。個々の世帯についての最低生活費はこの8種類の扶助に係る最低生活費を合算したものである。

このうち、1種類のみを単給、2種類以上の受給を併給という。(単給の多くは、収入充当の結果、医療扶助のみを行うことで最低生活需要が満たされる場合の「医療単給」である。なお、職権保護による医療扶助の適用時には、病室内での需要があれば日用品費を計上する必要があるため、厳密には「医療単給」には当たらない。)

扶助費の給付は原則として金銭給付によるが、それによりがたい場合には、現物給付による(医療扶助及び介護扶助は現物給付が原則とされる)。 ※法第30条~37条参照

(問6-1) 最低生活費の日割り計算の原則

保護の開始、変更、停止、又は廃止に伴って、最低生活費の日割り計算が必要となるが、その原則等について示されたい。

1 日割り計算の原則

- 保護の開始 …………… その当日から基準計上
保護の停止、廃止 …………… その前日まで基準計上
保護の変更 …………… 変更日の前日まで旧基準とし、変更日から新基準
〈変更日〉
事実発生の翌日とするもの …………… 世帯員の転出、死亡、退院、介護施設退所等
事実発生の当日とするもの …………… 世帯員の出生、転入、介護施設から入院する場合、
入院から短期入所を利用する場合等

なお、保護施設の入・退所の場合、日割り計算の方法については特例がある。(問6-3参照)

2 日割り計算を行わない特例

- (1) 各種加算の計上又は認定変更が、翌月から算定されることになっている場合
- (2) 介護保険料加算
- (3) 保護受給中の者が月の中で入院した場合の入院患者日用品費の算定
月の中で居宅から入院した場合で1か月以上の入院が見込まれる場合は、翌月の1日から変更する。(月の初日の入院は当月初日から)
なお、上記の場合に当たるとして1日から変更したところ、1か月未満で退院する結果となったとしても、1日付の変更をやり直す必要はなく、退院日の翌日に退院変更を行えばよい
- (4) 保護受給中の者が月の中で介護施設に入所した場合の介護施設入所者基本生活費の算定
月の中で居宅基準又は入院患者日用品費が計上されている者が、居宅あるいは病院から介護施設に入所する場合は翌月の1日から変更する。(月の初日の入所は当月初日から)
- (5) 教育扶助
- (6) 高等学校等就学費基本額(「学級費等」の特別基準設定分を含む)
- (7) 月の中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合で、日割り計算による家賃、間代の額を超えて1か月分の家賃、間代を計上する場合
- (8) 被保護者が月の中で転居した場合で、日割り計算による家賃、間代の額を超えて1か月分の家賃、間代を計上する場合。
- (9) 保護受給中の単身者が月の中で入退院した場合に、家賃、間代の1か月分を計上する場合
- (10) 保護施設事務費

3 端数の取り扱い及び多人数世帯の調整

生活保護費にかかる端数の処理については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」が適用される。具体的には、生活扶助費等各扶助の種類毎に世帯に対する毎月の支給額を1件とし、支給額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。

多人数世帯の調整のため、生活扶助基準（第1類費）に逡減率を適用する場合には、同一世帯（基準計上にあたって、同一世帯にありながら寄宿舍等に別居する世帯員を分けて計算する場合には、同居の世帯員が4人以上となる場合に限る）の各世帯員の1類費の合算額に逡減率を乗じ、小数点以下を切り捨てたうえで1桁の位を切上げて10円単位で基準額（月額）を算定する。

（注）世帯員の退院によって第1類費を計上すべき世帯員が増加し、逡減率の適用に変動が生じたときには、注意が必要となる。その場合には、退院日の翌日から逡減率を用いた変更後の1か月の基準を日割計算した額で月末までの基準を計上することになり、また、月の途中で世帯員数に変動することから再計算した結果、第1類費の日割額が端数となってもさらに10円単位にするための処理はしない。

（他の扶助費の日割計算同様に、扶助費が1円単位となる。）

※平成17年2月4日事務連絡参照

(問6-2) 最低生活費の日割り計算の方法(保護施設を除く)

保護の変更に伴う最低生活費の日割り計算の方法を示されたい。

保護の変更による日割り計算は、当該変更によって増減する最低生活費の増減額について日割り計算を行い、その結果得られた算出額を当該変更前の最低生活費の月額から加減する方法を原則とする。

また、当該最低生活費の増減額に乘除する日数の分母の数値は30日(2月においては実日数)とし、分子の数値は当該月の実日数から変更前の最低生活費を計上すべき日数を控除した日数とする。

最低生活費の増減額 = 変更前のひと月の最低生活費と、変更後のひと月の最低生活費との差額

変更 = 世帯員の出生、転出、死亡及び月の中途の退院、施設入所等

〈 計算式 〉 変更後の当該月の最低生活費の額

$\alpha - (A - B) \times \frac{\text{変更後の実日数}}{30}$

(2月においては実日数)

変更前に既に算出されている、当該月の最低生活費の額 α

変更前のひと月の最低生活費の額 A

変更後のひと月の最低生活費の額 B

注: α は、変更を行おうとする前に既に算定されている、当該月の最低生活費の額である。

A及びBは、今回の変更の前後においてそれぞれ適用される、その世帯のひと月の最低生活費の基準額である。

日割り計算を行おうとする月において、既に算定されている最低生活費の額(α)が、日割り計算を含んでいない場合は、 $\alpha = A$ となる。

月の途中開始の場合で、日割り計算によって最低生活費を算定していたところ、その月に再び日割り計算が必要となったときは、当初に算定されていた当該月の最低生活費が α であり、また、月の途中開始以外の場合でも、日割り計算が既に一度行われているときに、その月のうちに再び日割り計算を行う必要が生じた場合には、当初に算定されていた当該月の最低生活費が α となる。

これらの場合には、 $\alpha \neq A$ となる。

【具体例】

- 1月10日に保護開始した世帯が、1月26日に世帯員1人死亡の例
1月27日付、人員減変更
1月分(1/10~1/31)の最低生活費の額 α

死亡前の最低生活費の月額 _____ A

死亡後の最低生活費の月額 _____ B

$$\alpha = \frac{31 - 9}{30} \times A$$

$$\alpha - (A - B) \times \frac{31 - 26}{30}$$

2 2月10日に1人出生の例

2月10日付、人員増変更

出生前の最低生活費の月額 _____ A

出生後の最低生活費の月額 _____ B

$$\alpha = A$$

$$\alpha - (A - B) \times \frac{28 - 9}{28}$$

3 2月10日に1か月以上入院していた者が退院した例

2月11日付、退院変更

退院前（入院）の最低生活費の月額 _____ A

退院後（居宅）の最低生活費の月額 _____ B

$$\alpha = A$$

$$\alpha - (A - B) \times \frac{28 - 10}{28}$$

4 3月10日に1人が転出した例

3月11日付、人員減変更

転出前の最低生活費の月額 _____ A

転出後の最低生活費の月額 _____ B

$$\alpha = A$$

$$\alpha - (A - B) \times \frac{31 - 10}{30}$$

22
—
20

(問6-3) 最低生活費の日割り計算の方法(保護施設の場合)

保護施設の入・退所に伴う最低生活費の日割り計算の方法について示されたい。

保護施設入所者の最低生活費の日割り計算は、以下のとおりとする。

1 基準生活費

変更前の最低生活費と変更後の最低生活費のそれぞれを日割り計算し、これを合算して最低生活費の額を確定する。

(1) 保護施設への入所又は保護施設からの退所の場合

入所又は退所の日を変更日とし、変更日まで旧基準を計上し、併せて新基準も変更日から計上する(加算を除く)。

(2) 保護施設入所者が同一の日に他の保護施設へ移動した場合

移動日を変更日として、両施設の在籍期間に応じて、各々基準生活費(加算を除く)を計上する。

【具体例】

1 4月1日時点で居宅基準であった者が4月15日に保護施設に入所の例
4月15日付、変更

(1) 変更後の4月分の基準生活費の額

$$A \times \frac{15}{30} + B \times \frac{30-14}{30}$$

居宅の基準生活費の月額 ———— A

施設の基準生活費の月額 ———— B

(2) 加算の算定

$$a \times \left(1 - \frac{(30-14)}{30}\right) + b \times \frac{30-14}{30}$$

在宅者にかかる加算額・・・a

入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額・・・b

2 加算

(1) 同一の月において居宅基準生活費と入所基準生活費を併せて計上する場合、入所基準生活費が計上される間は入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額を計上し、当該期間を除いた期間について在宅者にかかる加算額をそれぞれ日割り計算により計上する。

(2) 同一の月において保護施設と病院の間の移動又は保護施設間の移動の場合には、加算額は同一であることから、次のように計算する。

① 入・退院の場合

保護施設分を先に計算し、ひと月の加算額から差し引いた額を入院期間の分とする。

② 保護施設間の移動の場合

移動前の施設分を先に計算し、ひと月の加算額から差し引いた額を移動後の施設分とする

【具体例】

2 7月1日時点で保護施設に入所していた者が7月17日に入院した例
7月17日付、変更

(1) 変更後の7月分の基準生活費の額

$$A \times \frac{17}{30} + B \times \frac{31 - (17 - 1)}{30}$$

(2) 加算の算定

$$\text{保護施設分 } a \times \frac{17}{30} = c$$

入院分 $a - c$

入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額 $\frac{\quad}{\quad} a$

保護施設分の加算 $\frac{\quad}{\quad} c$

3 例外

(1) 入院の翌日に退院した場合の取扱い

入所保護施設基準は変更せず、入院患者日用品費のみ2日分を計上する。このことから、月のうち施設在籍と入院がダブっても、その変更によって1か月の入所保護施設基準額を超えることはない。

(2) 月の初日に保護施設を移った場合

新・旧両施設に施設事務費を支払うのではなく、新しい施設に対して施設事務費を支払うものとする。

なお、保護施設入所者の施設事務費、入所基準生活費等については、東京都高齢者研究・福祉振興財団と十分連絡をとったうえ、取扱うこと。（運用事例集・問6-4参照）

そ

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第6-2	加算
居 宅	入 院	居宅基準	保護受給中の者が月の途中で入院した場合、入院月の生活費の変更は要しない。(入院予定期間が1か月未満の場合は翌月変更も要しない)	無	(3) -エ	生活費の変更と併せて計上
		日用品費	入院の日の属する月の翌月初日から計上 (月の初日、開始時、停止解除日に入院している場合はその日から計上)	無	(3) -エ -オ	日用品費の計上と併せて計上
	救護・更生施設	居宅基準	入所する日を含めて日割り計上	有	(1) -イ	入所基準を計上する期間を除いた日数に応じて日割り計上
		入所基準	入所した日から計上(財団払い)	有	(1) -ウ	入所基準の日割に応じて計上
	介護施設	居宅基準	保護受給中の者が月の途中で入所した場合、入所月の生活費の変更は要しない	無	(4) -イ	変更を要しない
		基本生活	入所の日の属する月の翌月から計上 (月の初日、開始時、停止解除日に入所している場合はその日から計上)	無	(4) -イ -ウ	基本生活費の計上と併せて計上
	養護老人ホーム	居宅基準	入所の前日まで日割り計上	無		入所の前日まで日割り計上
		生活基準	計上を要しない	—	38.8.1社発 第525号	計上を要しない
	告別表第1-1-3 旧法身体障害者更生援護施設 旧法知的障害者援護施設等	居宅基準	変更を要しない	無	(1) -ア	生活費の変更と併せて計上
		日用品費等	入所の翌月から計上 (保護の開始された日又は保護を停止されて再び開始された日に入所している場合はその日から計上)	無	(3) -エ	日用品費の計上に併せて日割り)計上
	旧法社会復帰施設	居宅基準	入所の前日まで日割り計上	無	(1) -ア	生活費の変更と併せて計上
		日用品費等	入所の日から計上	無		日用品費の計上に併せて日割り)計上

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表 No. 2

・・・から	・・・へ	生活費の種類	基準生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第6-2	加算
救護・更生施設	居宅	入所基準	退所の日まで日割り計上（財団払い）	有	(1) -ウ	退所の日まで日割計上
		居宅基準	退所の日から日割り計上	有	(1) -イ	入所基準を計上する期間を除いた日数に応じて日割計上
	入院	入所基準	退所の日まで日割り計上（ただし、入院の翌日に退院した場合は変更を要しない）（財団払い）	有	(1) -ウ	退所の日まで日割計上。 端数は施設優先
		日用品費	入院の日から日割り計上	有	(3) -カ	加算額（1か月の額）から施設分を引いて計上
	介護施設	入所基準	当該施設を退所の日まで計上（財団払い）	有	(1) -ウ	退所の日まで日割計上。 端数は救護更生施設優先
		基本生活費	入所の日から計上する	有	(4) -エ	入所の日から計上（ただし、母子、障害者加算は前施設分を引いて計上）
	救護・更生	入所基準	退所の日まで日割り計上（財団払い）	有	(1) -ウ	退所の日まで日割計上
		入所基準	入所の日から日割り計上（財団払い）	有	(1) -ウ	加算額（1か月の額）から前施設分を引いて計上
	養護老人ホーム	入所基準	退所の日まで日割り計上（財団払い）	無	(1) -ウ	退所の日まで日割り計上
		生活基準	計上を要しない	-		計上を要しない
	台別表第1-1-3 旧法身体障害者更生援護施設 旧法知的障害者援護施設等	入所基準	退所の日まで日割り計上（財団払い）	有	(1) -ウ	退所の日まで日割り計上
		日用品費等	入所の日から日割り計上	有	(3) -カ	加算額から前施設分を引いて計上

・・・から	・・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第6-2	加算
介護施設	居宅	基本生活費	退所の日まで日割り計上	無	(4) -オ	退所の日まで日割計上
		居宅基準	退所の翌日から日割り計上	無	(1) -ア	退所の翌日から日割計上
	入院	基本生活費	退所の前日まで日割り計上	無	(4) -オ	退所の前日まで日割計上
		日用品費	入院の日から日割り計上	無	(3) -カ	入院の日から日割計上
	救護・更生施設	基本生活費	退所の日まで計上	有	(4) -オ	退所の日まで日割計上 (母子、障害者加算は施設分を引いて計上)
		入所基準	入所の日から計上(財団払い)	有	(1) -ウ	入所の日から日割計上
	介護施設	基本生活費	変更を要しない	無		変更を要しない
		基本生活費				
	養護老人ホーム	基本生活費	退所の日まで日割り計上	無	(4) -オ	退所の日まで日割り計上
		基準生活費	計上を要しない	—		計上を要しない
	告別表第1-1-3 旧法身体障害者更生援護施設 旧法知的障害者援護施設等	基本生活費	退所の日まで日割り計上	有	(4) -オ	変更を要しない
		日用品費等	入所の日から日割り計上	有	(3) -カ	

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表 No. 4

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第6-2	加算
入院	居宅	日用品費	退院の日まで日割り計上	無	(3) -キ	退院の日まで日割計上
		居宅基準	退院の翌日から日割り計上	無	(1) -ア	退院の翌日から日割計上
	救護・更生施設	日用品費	退院の日まで計上	有	(3) -キ	加算額(1ヶ月の額)から施設分を引いて日割計上
		入所基準	入所の日から計上(財団払い)	有	(1) -ウ	入所の日から日割計上
	介護施設	日用品費	変更を要しない (経過措置により老健施設に入所して日用品費を計上していた者を含む)	無	(3) -キ	変更を要しない
		基本生活費	入所の翌月から計上	無	(4) -イ	入所の翌月から計上
	養護老人ホーム	日用品費	退院の日まで計上	無	(3) -キ	退院の日まで日割り計上
		基準生活費	計上を要しない	-		
	告別表第1-1-3 旧法身体障害者更生援護施設 旧法知的障害者援護施設等	日用品費等	日用品費は変更を要しない 食費等は入所の日から計上	無		変更を要しない

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表 No. 5

・・・から	・・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第6-2	加算
養護老人ホーム	居宅	基準生活費	計上を要しない	—		計上を要しない
		居宅基準	退所の翌日から計上	—		退所の翌日から日割り計上
	入院	基準生活費	計上を要しない	—		計上を要しない
		日用品費	入院後も措置が継続している場合は計上を要しない 入院後に措置が切れた日から計上	無	(3) -カ	同左 同左
		基準生活費	計上を要しない	—		計上を要しない
		入所基準	入所の日から計上（財団払い）	無	(1) -ウ	入所の日から日割り計上
	介護施設	基準生活費	計上を要しない	—		計上を要しない
		基本生活費	入所の日から計上	無	(4) -エ	入所の日から日割り計上
	告別表第1-1-3	生活基準	計上を要しない	—		計上を要しない
	旧法身体障害者更生援護施設	日用品費等	入所の日から計上	—		
	旧法知的障害者援護施設等					

そ

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第6-2	加算	
別表第1-1-3 旧法身体障害者更生援護施設 旧法知的障害者援護施設等	居宅	日用品費等	退所の日まで計上	無	(3) -キ	退所の日まで日割り計上	
		居宅基準	退所の翌日から計上	無	(1) -ア	退所の翌日から日割り計上	
	入院	日用品費等	日用品費は変更を要しない		無		変更を要しない
		日用品費	食費等は退所の日まで計上				
	救護・更生施設	日用品費等	退所の日まで計上		有	(3) -キ	変更を要しない
		入所基準	入所の日から計上		有	(1) -ウ	
	介護施設	日用品費等	日用品費は入所月は変更を要しない 食費等は退所の日まで計上		無	(3) -キ	変更を要しない
		基本生活費	入所の翌月から変更		無	(4) -イ	入所の翌月から変更
	養護老人ホーム	日用品費等	退所の日まで計上		無	(3) -キ	退所の日まで日割り計上 計上を要しない
		基準生活費	基準計上を要しない		-	-	

居宅基準、入所基準、基本生活費、日用品費については、同一月内に計上する場合、異動日が一日ダブって計上することがあり得る。上記の表の「ダブりの有無」欄は、そのダブりの有無という意味である。

加算については、日数がダブったり、加算額を超えて計上されることはない。つまり、居宅と施設のように、加算額が違う場合には、1か月の日数の範囲内でそれぞれの日数を算出した上で、それぞれを日割りする。また、施設と入院のように、加算額が同額の場合には、優先順位に従ってそれぞれに割り振る。

また、施設入所中により重度加算が計上できなかった者が入院したような場合、入院することによって新たな需要が生じたものとし、入院の翌月1日から加算を計上する。

※1 「旧法身体障害者更生援護施設、旧法知的障害者援護施設等」とは、障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることされた旧法身体障害者更生援護施設、旧法知的障害者援護施設等をいう。

※2 障害者の入所施設については、H19.4.1以降、障害者自立支援法等の制度改正に伴う変更点があるので、留意すること。
(変更内容は後日、通知等により周知する。)

東京都高齢者研究・福祉振興財団が行う保護施設事務費等の支払代行について

東京都高齢者研究・福祉振興財団が行っている保護施設事務費等の支払代行シス

東京都高齢者研究・福祉振興財団が行う保護施設事務費等の支払代行事務は、生活保護法関係では更生施設、救護施設を対象に行っている。

これは、都内の福祉事務所から保護施設事務費等を預かり、入所を委託している更生施設、救護施設に対して支払を代行するシステムである。これにより、個々の福祉事務所は、入所委託している複数の施設に対して施設事務費等の支払を行う必要がなく、財団に対して概算払いと精算を行えば足りる。また、施設側は、都内から受託している入所者について、複数の福祉事務所に施設事務費等を請求する必要がなく、財団に対して請求と精算を行えば足りる。

つまり、財団は、保護施設に入所委託している都内の全福祉事務所と、都内から入所受託している複数の保護施設を束ねて処理することにより、個々の福祉事務所及び保護施設における事務処理を簡素化している。

《「措置費支払事務委託契約書」に基づく支払代行事業の流れ》

*事務処理日（期限）は参照事例

《福祉事務所における保護の決定事務の流れ》

保護の決定⇒本人への通知及び施設長への事務連絡（決定通知のコピー送付）⇒財団へ異動連絡票送付⇒決定通知に基づき施設より請求

※措置費支払代行事務の手引参照

財団における支払代行の事務処理は、おおむね次のとおりである。

1 取扱い費目

- (1) 施設事務費 (2) 入所基準生活費（加算を含む） (3) 冬季加算
- (4) 期末一時扶助 (5) 移送費

(問6-5) 施設等入所者の基準の算定

保護施設、社会福祉施設等の入所者については、どのように基準を算定するか。

施設等入所者に対する基準の算定は以下のとおりである。(平成18年度末現在)

施設の種類	基準額	冬季加算	期末一時扶助	加算
救護施設、更生施設	入所基準生活費	入所	入所	施設
宿所提供施設	居宅保護基準	居宅	居宅	在宅
介護施設	介護施設入所者基本生活費 介護施設入所者加算(ただし、母子・障害者加算が算定されていない者)	介護施設基準	居宅	施設
職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設、盲学校、聾学校又は養護学校に附属する寄宿舎(高等部別科に限る) 東京都心身障害者職能開発センター職業訓練部門	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	入所	入所	在宅
旧法知的障害者通勤寮	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	入所	入所	在宅
精神障害者福祉ホーム	居宅保護基準。利用料(住宅扶助として)	居宅	居宅	在宅

施設の種類	基準額	冬季加算	期末一時扶助	加算
旧法精神障害者生活訓練施設 (援護寮) *1、2 旧法精神障害者入所授産施設	食費として施設に支払うべき額(42,600円の範囲内)と入院患者日用品費の合計額。 ただし、給食を受けない場合は、1類の75%と2類の基準額の20%と、入院日用品費	入所	入所	施設
国立身体障害者リハビリテーションセンター 国立光明寮、国立保養所 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園設置施設 旧法身体障害者更生援護施設 旧法知的障害者援護施設(旧法知的障害者通勤寮を除く) 障害者支援施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	入院	×	施設
【福祉型障害児施設】 知的障害児施設 第二種自閉症児施設 盲児施設、ろうあ児施設 肢体不自由児療護施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	入院	×	施設
【医療型障害児施設】 第一種 自閉症児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設	入院患者日用品費	入院	×	施設
児童福祉法にいう指定医療機関				

施設の種類	基準額	冬季加算	期末一時扶助	加算
障害者自立支援法による療養介護医療	入院患者日用品費	入院	居宅	施設
心身障害児(者)短期入所事業による施設入所者 知的障害者援護施設への緊急入所	入所期間が1か月未満の場合は、基準変更の要なし。 1か月を超える場合は、翌月1日で食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	入院	居宅	施設
日常生活訓練を目的として東京都心身障害者福祉センター宿泊室入所者(都単)	入所期間が1か月未満の場合は、基準変更の要なし。 1か月を超える場合は、翌月1日で1類の25%と2類の合計額	居宅	居宅	在宅
知的障害者福祉ホーム 身体障害者福祉ホーム	居宅保護基準	居宅	居宅	在宅
知的障害者グループホーム(生活寮)*3 ケアハウス、精神障害者グループホーム、ケアホーム、認知症高齢者グループホーム、MAC、グループ、すずらんハウス、シェルター *4、「女性の家HELP」 「東京望みの門」	居宅保護基準	居宅	居宅	在宅
自立援助ホーム	居宅保護基準 問6-9-(4)参照	居宅	居宅	在宅

施設の種類	基準額	冬季加算	期末一時扶助	加算
区(市)立病弱者支援学級で食費が補助される施設 *5	1類の25% (施設所在地の級地基準による) 2類は入所者を含め世帯全体で算定 (出身世帯の級地基準による)	居宅	居宅	在宅
区(市)立病弱者支援学級で食費が補助されない施設	1類の全額 (施設所在地の級地基準による) 2類は入所者を含めて世帯全体で算定 (出身世帯の級地基準による)	居宅	居宅	在宅
寄宿舎のある都立高校の高校寄宿舎 *6	1類は同上 2類は1人分+出身世帯分			
養護老人ホーム 婦人保護施設 都女性相談センター 高齢者緊急相談センター 盲学校、聾学校又は養護学校に附属する寄宿舎 (高等部別科を除く) 児童養護施設等の児童福祉施設 (契約による障害児施設入所者を除く) ホームレス自立支援施設 女性の一時保護施設	基準生活費の計上を要しない (※ただし、都女性相談センターのc一時保護所に入所した場合には、 問8-25 を参照)			
軽費老人ホーム	運用事例集・ 問6-9 参照			
障害者自立支援法の自立訓練 (生活訓練) 宿泊型を実施する施設	居宅の保護基準	居宅	居宅	在宅

施設の種類	基準額	冬季加算	期末一時扶助	加算
救護施設一時入所	運用事例集・問6-9-(3)参照			

注1 (1) 冬季加算欄について

「入所」… 告示別表・第1第1章-2-(1)-イの入所基準の額

「居宅」… 告示別表・第1第1章-1の居宅基準の額

「入院」… 告示別表・第1第3章-2の入院基準の額

(2) 期末一時扶助欄について

「入所」… 告示別表・第1第1章-2-(2)-アの入所基準の額

「居宅」… 告示別表・第1第1章-1-(2)-アの居宅基準の額

(3) 加算欄について

「施設」… 入院患者又は社会福祉施設の額

「在宅」… 在宅者の額

注2 居宅の保護基準が適用される施設に入所する者に、他に保護を受ける出身世帯があるときでも、両者の生活実態からみて「出稼ぎに準じた取扱い」が必要と判断される場合には、当該施設入所者の2類は1人世帯の全額を計上して差し支えない。

*留意事項

*1: 旧法精神障害者生活訓練施設(援護寮)、旧法精神障害者入所授産施設において、給食の一部が提供されない場合の基準生活費の計上方法。

土・日に給食が提供されない場合、又は就労していないため昼食が提供されない等の場合、1類の75%+2類の20%を1か月の総食数(90食とする)で割り1食分の単価を算出し、提供されない食数を掛けて得た額を支給する。

なお、端数は計算の過程でそれぞれ切り捨てる。

*2: 旧法精神障害者生活訓練施設(援護寮)入所者の利用料(生活扶助)の取扱い。

利用料を必要とする施設については、25,000円の範囲内で計上できる。

複数世帯員のうち、1人が旧法精神障害者生活訓練施設に入所している場合の、2類の20%の計上方法。

出身世帯員が被保護者であっても、入所者は単身者とみなして施設所在級地の2類1人分の20%を計上する。ただし、冬季加算は算定に含めない。

*3： 知的障害者グループホーム（生活寮）等入所者の基準生活費計上の方法。また、当該施設から入院した場合の取扱いの留意点。

基準額は、1類+2類+住宅費分を計上する。2人部屋に入っている場合でも、2類は100%計上する。なお、寮費に食費、光熱水費が含まれている場合には、住宅費分を施設で算定してもらって、住宅扶助を計上する。

また、当該施設から入院した場合、6か月以内に退院・帰寮するみこみであれば引き続き住宅扶助を計上できる。

*4： 「女性の家HELP」「東京望みの門」入所者に対する基準の認定について

(1) 女性の家HELPの場合、入所中の費用3,500円(1日分)について、1,800円が食事代(子供1,300円)、1,700円が室料(子供1,200円)として区分されている。

入所中の基準は、個人単位で、「食費(実費)+入院患者日用品費+室料相当分(実費・住宅扶助)」を計上する。

例えば母と子1人が10日間利用した場合、入所日から退所日まで以下の計算で基準計上する。

母：生活扶助25,716円「食事代18,000円(@1,800×10)+日用品費7,716円(23,150×10/30)+住宅扶助17,000円(@1,700×10)=42,716円

子：生活扶助20,716円「食事代13,000円(@1,300×10)+日用品費7,716円(23,150×10/30)+住宅扶助12,000円(@1,200×10)=32,716円

母+子=42,716円+32,716円=75,432円 となる。

注1：居宅で保護を受給していた世帯が入所した場合も、入所の日から退所の日まで、上記の基準に変更する。退所後、居宅基準を計上する場合は、退所の翌日に変更。

2：加算を計上する場合は、入院入所基準を用いる。なお、妊産婦加算は計上しない。

3：上記の例は最大の額であるため、実際の額については施設に確認されたい。
福祉事務所長会議・平成14年3月

(2) 「東京望みの門」の場合、食事代1,000円(子供700円)、施設利用料2,000円(18歳未満の児童が単身で入所した場合1,300円)が本人負担額となっているので、居宅基準の生活費を認定するとともに、1日当たり2,000円を基礎として住宅扶助(1.3倍額を限度)を算定する。

都ブロック会議要旨・平成12年6月

*5： 児童相談センター「宿泊治療指導」（1～3か月）に入所した児童の基準生活費の計上方法。

「宿泊治療指導」として児童相談センターに入所した児童が、生活保護世帯員である場合、食費は免除される。

入所期間が1か月未満の場合は基準生活費の変更を要しない。1か月以上入所する場合は入所の属する月の翌月1日付で変更する。基準額は、健康学園の食費が免除される場合と同様に計上する。

*6： 寄宿舎のある都立高校の寄宿舎入寮中の生徒の基準計上の留意点。

寄宿舎の実際の負担額が、生活保護基準より低額であっても、1類、2類を全額計上する。これは、学校に納める額の外に土・日曜日にも外出等の需要があるための措置である。また、私立高校の入寮者も同様に扱う。

参考（H18.4.1現在）

寄宿舎のある都立高校：大島南（大島海洋国際）、小笠原

※ 「旧法身体障害者更生援護施設、旧法知的障害者援護施設等」とは、障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることされた旧法身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等をいう。

参照

平成20年7月ブロック別事務打合せ会議資料 連絡事項

22
—
20

(問6-5-2) 障害者支援施設入所者等の基準生活費

障害者支援施設等に入所している者の基準生活費はどのように算定するのか。

平成18年度より障害者自立支援法施行に伴い新たな利用者負担が発生することとなり、食費及び居住に要する費用を求められることとなった。

障害者支援施設入所者等の基準生活費は、次のとおりである。

(障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に入所している者を含む。)

- 1 食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額
- 2 期末一時扶助(旧法知的障害者通勤寮のみ)
- 3 冬季加算(入所施設基準又は入院患者に算定される冬季加算を全額計上)
- 4 障害者加算(施設基準。ただし、重度障害者加算は計上できない)
- 5 介護保険料加算(介護保険の適用除外施設は除く)

各施設の基準生活費については、問6-5を参照されたい。

入所施設の食費等の実費負担額(58,000円：月額が目安)に対して障害者自立支援法により補足給付が行われるため、実費負担額と補足給付の額との差額を「食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額」として計上することとなる。

具体的には、「食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額」を計上する場合は、施設又は被保護者から費用の請求書等を提出させ、当該月に食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額を確認の上、計上する。請求書等の内容に対象とならない費用が含まれていないか確認する必要があるため、施設から「食事の提供及び居住に要する費用に係る徴収額届出書」(東京都へ届出)の提出を求めることが望ましい。

なお、内部障害者更生施設入所者については、これまで一部の扶助を除いて法による給付を行わない取扱いとなっていたが、平成18年4月以降は上記の施設入所者と同様に取扱うこととなる。

(介護保険の適用除外施設)

- ・障害者自立支援法に規定する指定障害者支援施設(生活介護及び施設入所支援に係る支給決定を受けた身体障害者、知的障害者及び精神障害者にかかる施設に限る。)
- ・身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する入所措置により、身体障害者又は知的障害者が入所している障害者支援施設
- ・障害者自立支援法施行時の経過措置によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設(従前の身体障害者療護施設に限る。)

22

※平成19年度以降、障害者自立支援法ほか他法他施策に関連して取扱い上の変更点が生じた場合には、別途、通知等により取扱いを周知するので留意されたい。

20

22
—
20

(問6-6) 障害児施設入所児童の基準生活費

平成18年10月より、障害児施設の利用方式が措置から契約に移行となったが、障害児施設に入所している児童の基準生活費はどのように算定するか。

障害児施設に入所中の児童の基準生活費は、次のとおりである。

なお、「福祉型障害児施設」とは、知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設を指し、「医療型障害児施設」とは、第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設をいう。

「福祉型障害児施設」及び「医療型障害児施設」

- 1 食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額
(「医療型障害児施設」は入院患者日用品費のみ)
- 2 冬季加算(入院患者に算定される冬季加算を全額計上)
- 3 障害者加算(施設基準。ただし、重度障害者加算は計上できない)

また、これまで肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に入所中の者に対して、入院患者日用品費を計上する必要がある場合の規定として課第4の27が設けられていたが、平成18年10月より、入院患者日用品費が計上されることになるため課第4の27が削除された。しかし、保護者が不在、精神疾患等の理由により行為能力が制限されている場合等は措置が継続となるため、これまでどおり入院患者日用品費と児童福祉法により支給される日用品費の差額等を計上する。

運用事例集・参考資料1

※平成19年度以降、障害者自立支援法ほか他法他施策に関連して取扱い上の変更点が生じた場合には、別途、通知等により取扱いを周知するので留意されたい。

(問6-7) 障害者自立支援法の療養介護医療により医療機関に入院した者の基準生活費

障害者自立支援法の療養介護医療により医療機関に入院した者の基準生活費はどのように算定するか。

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、平成18年10月以降は障害者自立支援法による「療養介護」制度に移行し当該事業は廃止となったが、療養介護医療は生活保護では入院として取扱うことになる。基準計上は、次のとおり。

- 1 入院患者日用品費
- 2 期末一時扶助
- 3 冬季加算（入院患者に算定される冬季加算を全額計上）
- 4 障害者加算（入院基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）

(問6-8) 児童相談所に一時保護された児童の基準生活費

児童相談所に一時保護された児童の基準生活費はどうか。

児童相談所における一時保護は、一時保護の事由がなくなれば元の世帯に戻ってくる場合と、養護施設等児童福祉施設への措置のための待機の場合とがある。

この一時保護期間中、生活費及び医療費等については児童福祉法によって賄われるため、原則として、生活保護法による扶助費の支給の必要は生じない。

この一時保護は施設入所の措置ではないことから、当該児童の基準生活費の認定については、入院患者の取扱いに準じて、次のとおり取り扱うものとする。

1 一時保護の開始

- (1) 一時保護の期間が1か月未満の場合は、基準生活費等の変更を要しない。
- (2) 一時保護の期間が1か月以上の場合は、入所日の日の属する月の翌月初日（入所の日が月の初日の場合は当月）から基準生活費の変更（計上の停止）を行う。

教育扶助については、一時保護期間中は計上する（ただし、給食費は徴収されないことを確認した上で、削除することとなる）。

また、一時保護期間中においては、母子加算、児童養育加算の認定変更を行う必要はないものである。

2 一時保護の終了

- (1) 基準生活費等の計上を停止されていた児童が居宅に戻った場合は、戻った当日から基準生活費等の計上を行う。その際、月の途中で世帯人員が4名以上となった場合には、逓減率を用いたうえで世帯に適用する1類基準額を算出し、これを日割計算した額で変更する。なお、5名以上になる場合には逓減率が異なることに留意する必要がある。
- (2) 児童福祉施設（児童養護施設等施設入所中は最低生活費を満たすだけの処遇が行われる児童福祉施設）への入所措置がとられた場合は、入所措置の日からすべての基準（加算も含む）の計上を停止する。この際、実施要領上日割計算を要しないものについては、過払い返還を求める対象とはならない（教育扶助の基準額等）。

母子加算及び児童養育加算については、入所措置の日の翌月から、加算の認定を削除する。

なお、児童の人数や年齢構成により、加算額が異なることに留意する。

(問6-9) 軽費老人ホーム入所者の基準生活費

軽費老人ホーム入所者の基準生活費の算定はどうか。

1 入居の対象及び処遇内容等

(1) 軽費老人ホームA型

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の者。給食その他日常生活上必要なサービスが提供される。

生活費と事務費の合計額が必要となる。

(2) 軽費老人ホームB型

A型要件を満たし、かつ、健康で自炊のできる者。通常は、利用者が自炊して生活する。

自炊に必要な生活費と施設に支払う利用料が必要となる。

(3) ケアハウス

自炊の出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、独立して生活するには不安が認められる60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の者。給食その他日常生活上必要なサービスが提供される。

生活費と事務費及び管理料が必要となる。

2 保護の適用

軽費老人ホームの入所者は、利用料等、一定の負担をするだけの能力を有する老人を対象とした老人福祉施設であることから、被保護者が入所することは想定されていない。

したがって、負担能力のない高齢者の場合は、本来的には養護老人ホームへの措置換えを検討すべきものであるが、やむを得ない事情にあるときは、軽費老人ホームに入所したままで生活保護を適用することが認められる。

具体的な取扱いは以下によること。

(1) 軽費老人ホームA型

第1類+第2類+加算（社会福祉施設入所者に係る加算）

(2) 軽費老人ホームB型

第1類+第2類+加算（在宅者に係る加算）+利用料（住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として計上。ただし、1.3を乗じて得た額は適用できない）

(3) ケアハウス

第1類+第2類+加算（在宅者に係る加算）+管理費（住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として計上。ただし、1.3を乗じて得た額は適用できない）

(問6-9-2) 高齢者虐待により他法施設を利用した場合の基準計上

高齢者虐待等により、緊急避難先として介護保険施設を利用した場合、基準計上と基準計上の時期はどうなるか。

緊急避難先として介護保険施設を利用した場合の基準計上は、介護保険施設入所者基本生活費（9,870円）、加算及び食費負担（一日300円以内）を計上する。

この考え方は、避難先として利用する施設の種別に応じて基準を計上することによる。

また、保護された施設において1日2食以上の食事が提供される場合は、食費分（居宅基準を計上する施設であれば1類の75%と2類の20%）を減額する。

次に、基準計上の時期であるが、被保護者が居宅から利用したときには、その期間が1か月未満であれば基準変更を要しないが、1か月を超える場合は翌月1日に基準変更する。また、緊急避難中の者から申請があった場合には、開始当初から計上する。

参考 別冊問答集「問7-12」

(問6-9-3) 救護施設等保護施設一時入所の基準生活費の算定について

救護施設等保護施設の一時的入所を利用したときの基準生活費はどのように算定すればよいか。また、基準はいつ変更すればよいか。

救護施設の一時的入所の考え方は、1か月未満の入所となっている。したがって、居宅からの入所の場合は基準変更を要しない。一時入所利用者は、月初に受領した保護費から食事代等を施設に支払う。一時入所終了後、引続き保護施設に入所する場合、一時入所終了日までの居宅基準の日割り分を計上し、一時入所終了日から救護施設等基準生活費を日割り計上する。つまり、一時入所終了日は、居宅基準と施設基準生活費をダブって計上する。また、入院から一時入所した場合は、退院の日までの日用品費の日割分を計上、入所した日から救護施設等基準生活費の日割分を計上する。

なお、基準生活費とは別に、福祉事務所は施設事務費の日割額を施設に対し実績で支払う。

参考 23年3月「福祉事務所長会 資料10」

(問6-9-4) 自立援助ホームの基準生活費の計上

自立援助ホームに入所した場合の基準生活費は、どのように計上すればよいか。

自立援助ホーム入所者の基準計上は、「運用事例集問6-5」のとおり、居宅基準1類、2類)を計上することとなるが、児童福祉法措置費の一般生活費(10,340円)の額を差し引いて計上する。住宅費は計上する必要はなく、高等学校就学費は、教科書代、教材費、学用品費(教科学習費)、クラブ活動費、通学費の合計が月額22,270円(私立高校の場合32,970円)を超えた場合、実費を計上する。また、学習支援費は全額計上し、入学準備金は特別加算費との差額2,900円を計上する。つまり、生活保護として計上するのは、「東京都自立援助ホーム委託費」により支弁される額と各扶助額との差額ということになる。

「東京都自立援助ホーム委託費」の支弁基準(平成22年8月改正)は、

- ① 一般生活費＝10,340円
- ② 特別育成費＝国・公立22,270円
私立32,970円
- ③ 職業補導費＝交通費 実費
教科書代 4,800円

となるので、①は1類2類との対比、②は高校就学費との対比、③は生業扶助との対比により、生活保護基準との差額を計上する。

(問6-10) 婦人保護施設入所者の基準生活費

居宅から婦人保護施設に入所した場合の基準生活費の計上はどうか。また、婦人保護施設入所者が入院した場合、医療扶助の適用に加えて、入院患者日用品費の認定はどうか。

婦人保護施設入所者については、運営費（婦人保護施設の事業費）が計上されるため、医療扶助を除き、保護の適用は必要ないものである。

居宅から婦人保護施設に入・退所する場合の居宅基準の計上は、入所の前日までと退所の翌日からそれぞれ日割り額を算出することとなる。この取扱いは、施設入所後の生活費が、老人福祉法によってまかなわれる養護老人ホームに入所する者の基準生活費の計上にあわせたものである。

また、入所者が入院した場合は、入院した翌日から退院する前日まで運営費が計上されなくなるため、入院患者日用品費を計上する必要がある。この場合、保護施設の取扱いに準じて、入院の日から退院の日まで入院患者日用品費を計上する。この取扱いは、婦人保護施設の運営費によっては、入院及び退院日の需要を充たすことができないために行う措置である。

なお、医療単給として保護を開始されている者が退所する場合の加算計上については、既にあった需要が表面化されたと考え、新たに加算の認定事由が発生したのではなく、既に加算が認定されていたものとみなして「月の中途の退院退所に伴う基本生活費の認定変更」に併せて加算の認定変更を行う。

(問6-10-2) 婦人保護施設 慈愛寮から入院して出産する場合の基準生活費

問6-10によれば、婦人保護施設入所者については、医療扶助を除き保護の適用の必要がないものとされている。また、入院した場合は入院日から退院日まで入院患者日用品費を計上するものとされているが、慈愛寮入所者が入院して出産する場合も同様であるか。

1 基本的な考え方

慈愛寮は、概ね妊娠8ヶ月以上から産後6ヶ月未満の女性を入所させる婦人保護施設である。入所中は一般生活費等が事業経費として施設に支給され、入所者は現物給付を受けるため、問6-10にあるとおり、生活保護法による保護は、医療扶助単給となる。

出産のため助産施設等に入院する場合についても、入院した翌日から退院する前日まで運営費が計上されないため、扶助費を支給する必要がある（扶助費の計上は、保護施設の取り扱いに準じて、入院日から退院日まで）。ただし、この場合、計上するのは入院患者日用品費ではなく居宅基準額であるので注意する。新生児についても、異常がなく医療扶助の適用がない場合は誕生日から居宅基準を適用する。

このことは、出産が医療行為ではなく、医療扶助の対象とならないことが理由である。したがって、医療を要する入院の場合に適用する入院患者日用品費ではなく、居宅基準を計上することとなる。

ただし、上記は正常分娩の場合であり、何らかの理由により異常分娩となって医療扶助が適用される場合は入院患者日用品費を計上することになる。

2 その他

(1) 移送費の取扱い

出産のため入退院時に移送費を必要とする場合は、局長通知第7-2-(7)-ア-（シ）に基づき生活移送費を支給することができる。

(2) 新生児衣料費の取扱い

慈愛寮では入所中の新生児に対し必要な衣料を貸与しているが、退所時点で返却により新生児衣料の需要が生じてしまうため、出産時または出産から4週間以内の時点において局長通知第7-2-(5)-ア-（エ）により、新生児衣料費を支給して差し支えない。

参照

平成20年11月ブロック別事務打合せ会議資料 連絡事項 6

(問6-11) 入院患者の外泊に伴う食事代の算定

入院患者が外泊した場合の基準生活費は、どのように算定するか。

外泊期間中の患者の基準生活費は、入院患者日用品費等の認定は継続しつつ、居宅基準生活費の飲食費相当分の額（第1類の基準額に75パーセントを乗じて得た額）のほか、居宅基準生活費の燃料費相当分の額（第2類の基準額に20パーセントを乗じて得た額）を外泊日数に応じた日割りにより生活扶助として支給することとなる。

第2類の20パーセントを算定する場合、既に算定している世帯人員別の額に対して、入院患者一人が増加した分の差額（冬季加算も含める）について0.2を乗じることとなる。また、外泊日数は、宿泊した数とする。

なお、外出先は、出身世帯に限らず、知人宅、施設等でも同じ扱いとする。

また、更生施設に在籍のまま入院していた者がその更生施設に外泊した場合も、居宅基準を基礎に算定する。

【具体例】

入院中の妻が夫と子供2人の世帯に3泊4日で外泊した場合

$$\{ \text{妻の第1類} \times 0.75 + \text{第2類} (4 \text{人分} - 3 \text{人分}) \times 0.2 \} \times \frac{3}{30}$$

【留意点】

* 外泊として取り扱う場合、1類には加算を含めない。

(問6-12) 精神障害者福祉ホーム等への外泊・試験入所の取扱い

生活訓練施設及び福祉ホーム等を利用して外泊・試験入所する場合の利用料についてはどのように算定するか

生活扶助費を問6-11により日割計算するほか、室料相当分については、当該ホーム等の月額室料（住宅扶助基準額以内）の日割り泊数分を上限として施設から請求される実額を住宅扶助費に計上する。生活訓練施設については、やはり月額利用料（月額25,000円以内）の日割り泊数分を上限として請求される実額を生活扶助費に加える。いずれの場合も、試験外泊の利用料の内訳を施設に確認する必要がある。

また、更生施設に在籍のまま、入院した者がその更生施設に試験外泊した場合の更生施設の利用料については、施設に対して施設事務費が支払われているため計上しない。

・・・から	・・・へ	利用料等の計上方法
入院	生活訓練施設	利用料については、局第6の2の(1)のサに示された25,000円の日割り泊数分を上限として実額を生活扶助として計上。
	福祉ホーム等	室料については、住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。
更生施設等 本人に生活 費が支給さ れない施設	生活訓練施設	利用料については、局第6の2の(1)のサに示された25,000円の日割り泊数分を上限として実額を生活扶助として計上。
	福祉ホーム等	室料については、住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。
居宅	生活訓練施設	居宅基準が計上されている者の食費については既に第1類、第2類が計上されているので計上しない。利用料については、上記の入院患者と同様。
	福祉ホーム等	居宅基準が計上されている者の食費については既に第1類、第2類が計上されているので計上しない。室料については、既に計上されている住宅扶助を含めて住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。

(問6-13) 施設入所者が外泊した場合の基準の算定

施設入所者が外泊（一時帰省）した場合の生活費はどのように算定するか

施設入所者が出身世帯に一時帰省した場合の基準生活費は、原則として入院患者の外泊の場合に準じて算定する。

なお、一時帰省した場合に上記の取扱いを行うことができるのは、施設入所者が保護を受けている場合に限られるものである。したがって、世帯分離により、施設等入所者が保護を受けていない場合には、外泊に伴う食事代等は支給できない。（被保護世帯から入所した児童福祉施設入所児童は被保護世帯の一員である。）

また、技術専門校、盲学校等の寄宿舎に入所している者、健康学園、養護学校等の在学者及び国立リハビリテーションセンター入所者が夏休み、冬休み、春休み等で長期に出身世帯に帰る場合には、上記にかかわらず、出身世帯への転入扱いとして、基準生活費そのものの変更を行って差し支えない。この場合、帰省した日から寄宿舎へ戻る日までの期間を世帯員の増加として取り扱う。

【留意点】

- * 外泊として取り扱う場合、1類には加算を含めない。
- * 世帯員増として取扱う場合は、1類に加算を含める。
- * 国立リハビリテーションセンターに入所している単身者が、住宅扶助相当分の負担を必要とする施設等へ外泊する場合、住宅扶助を認定して差し支えない。

(問6-14) 光熱水費等の負担がない世帯の基準の算定

会社の寮に居住している单身者に対して保護を適用することになったが、この寮は、光熱水費等を併せて寮費（住宅費）を定額で徴収している。

この場合、生活扶助基準のうち第2類の取扱いはどうなるか。

第2類の経費の減額調整は、原則として行わない。

住宅費の中に光熱水費が含まれている場合で、光熱水費等に相当する額が明らかなきは、当該金額を除いた額が住宅扶助の対象となる。

ところが、住宅費の中に光熱水費が含まれていても、これに相当する額が明らかでないときは、当該住宅費総額を住宅扶助費の対象とすることとなる。この場合、光熱水費等に相当する額を生活扶助基準のうち第2類の中から控除することなく、生活扶助基準は全額認定する。

また、知人の好意によって無料で住宅の提供を受けている場合等で、電気料金等の負担のない者に対しても、同様に、生活扶助基準は全額認定する。

ただし、光熱水費等の実費相当額の金銭換算を行うことが可能であり、かつ、それを援助収入として認定すべき事情にあると判断される場合には、収入申告書を徴した上、収入認定の措置をとることとして差し支えない。

なお、これらの取扱いは、簡易宿所についても同様である。

(問6-15) 年齢不明の被保護者に対する基準生活費の適用

年齢を確認するものが得られない者を保護した場合、外見等から判断したうえで相当と思われる年齢区分の第1類費を認定することは可能か。

年齢不明の被保護者については、知人等の証言、身体的特徴、その他総合的に判断したうえで、推定年齢によって相当する区分の第1類費の額を計上して差し支えない。

その後、月の中途に年齢が確認できたときは、その翌月から基準の変更を行う。また、このような場合には、年齢が確認された月以前の計上分に推定年齢と実年齢とが異なることから差額が生じたとしても、返還等の措置を要しない。